

様式第5号（第5条関係）

変 更 契 約 調 書	
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市鳥羽二丁目 15-15 株式会社川木組 代表取締役 川木 正浩
工事（業務委託）名	坂手漁港護岸機能保全工事
工事（業務委託）場所	鳥羽市 坂手町 地内
工 事 種 別	土木工事
変 更 工 事 概 要	下記変更理由と同じ
当 初 契 約 年 月 日	令和2年 2月 5日
変 更 契 約 年 月 日	令和2年 3月27日(1回目) 令和2年 8月17日(2回目)
当 初 工 事 期 間	令和2年 2月 5日 ～ 令和2年 3月31日
変 更 後 工 事 期 間	令和2年 2月 5日 ～ 令和2年 8月31日(1回目) 令和2年 2月 5日 ～ 令和2年11月30日(2回目)
当 初 契 約 金 額	77,495,000円（税込み）
変 更 金 額	5,467,000円（税込み）(2回目)
変 更 後 の 契 約 金 額	82,962,000円（税込み）
変 更 契 約 理 由	<p>当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。</p> <p>チェックボーリングを行ったところ、設計時の想定岩盤線と大きく相違があることが判明したことから、本工事における最適な施工方法を検討するには、岩の圧縮強度を知る必要が生じたため、地質調査を追加しました。</p> <p>当初設計と現場状況とに大きく相違があることが確認でき、鋼矢板打設方法について当初設計では施工が困難であることが判明し、当初設計の施工方法を見直す必要が生じており、その設計見直しに想定外の日数を要していることから、工期を91日間延長するもの。</p> <p>また、現況地盤線に合わせて鋼矢板の矢板長及び枚数、グラウンドアンカーの長さを変更するものである。</p>